

中小企業等の範囲

業種・組織形態		資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
資本金・従業員規模の一方が、右記以下の場合対象(個人事業を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人	
その他の法人	医療法人、社会福祉法人、学校法人	-	300人
	商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	-	100人
	中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	-	主たる業種に記載の従業員規模
	特別の法律によって設立された組合またはその連合会	-	主たる業種に記載の従業員規模
	財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	-	主たる業種に記載の従業員規模
	特定非営利活動法人	-	主たる業種に記載の従業員規模

小規模事業者の範囲

業種分類	従業員
	常勤
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下